平成２４年（フ）第３２号
長崎県松浦市志佐町庄野免487番地
債務者　仲山　洋子（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
長崎県平戸市田平町深月免1176番地
債務者　谷口　邦夫
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
長崎県平戸市戸石川町512番地
債務者　岡村　良介
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
静岡県富士市天間993番地の35
債務者　佐野　則子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３０１号
静岡県浜松市東区和田町313番地の８　クレフラスト天竜川駅前Ｂ棟203
債務者　小木　三男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第９６号
愛知県岡崎市富永町字番丈目22番地３　アムール西岡崎207号室、住民票上の住所愛知県安城市浜富町８番地10　レジデンス市川203
破産者　寺岡　健治
1　主文　当裁判所が平成24年７月５日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県安城市浜富町８番地10　レジデンス市川203、前住所愛知県安城市安城町若宮49番地１　エクセルグランデ南安城501」とあるのを「愛知県岡崎市富永町字番丈目22番地３　アムール西岡崎207号室、住民票上の住所愛知県安城市浜富町８番地10　レジデンス市川203」と更正する。
2　決定年月日　平成24年８月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２７６６号
福岡県糸島市志摩馬場54番地１
破産者　有限会社粕屋電設
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９６号
群馬県桐生市新里町新川3511番地　ひまわり荘８号
破産者　加瀬田　智
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７４号
沖縄県那覇市銘苅211―１　ユーカリ那覇206
破産者　沖縄協和物産株式会社
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４１号
埼玉県越谷市大字下間久里554番地７
破産者　株式会社トラストホーム
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
新潟市中央区女池神明３丁目３番地12
破産者　株式会社ボンオーハシ
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６号
長崎県松浦市今福町東免2406番地
破産者　マツコン建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
長崎県松浦市今福町東免2406番地
破産者　松浦コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
熊本市東区神園２丁目９番38号
破産者　有限会社システム工房
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６号
福島市立子山字足替田24番地の１
破産者　秋山工業有限会社
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
福島市本町５番28号
破産者　株式会社喜多屋本店
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
福島県白河市小田川499番地
破産者　有限会社眞城運送
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
東京都小金井市前原町５丁目868番７
破産者　有限会社ポーカーズ
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８５号
東京都府中市宮町１丁目31番地の７
破産者　株式会社リッケン
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部